

報告事項 ア

件名	学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について
提出理由	学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案について、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告します。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 専決処理した理由 改正条例案を県議会令和3年9月定例会に提案するため、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがなかったため。2 専決処理の状況<ol style="list-style-type: none">(1) 専決処理した条例案 学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案(2) 専決処理日 令和3年10月5日3 条例案の内容 別紙のとおり

(教職員課)

第二百二十四号議案

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」を「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第三条 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例(平成三十一年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「別表」を「第五条及び別表」に改める。

第八条を第九条とする。

第七条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(期末手当の支給の特例)

第五条 第三条第八項の規定により支給する期末手当の額は、学校職員給与条例第十二条の二第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同条第二項に規定する方法により算出した額とする。

附 則

この条例中第一条及び第三条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和四年四月一日から施行する。

令和三年十月六日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

令和三年九月九日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等したいので、この案を提出するものがある。

改正案	現行
<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の九十二・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の百七・五)を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>

<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の百(を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」と、「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>	<p>学校職員の給与に関する条例</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第十二条の二 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百十二・五(教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける学校職員でその職務の級が四級であるもの(第十二条の五において「教育四級職員」という。))にあつては、百分の九十二・五(を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 再任用学校職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の五十二・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第十二条の三～第十六条 (略)</p> <p>別表第一～別表第八 (略)</p>
---	---

<p>会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例 第一条・第二条(略)</p> <p>(報酬等) 第三条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。第五條及び別表において「学校職員給与条例」という。)第九條の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(期末手当の支給の特例)</p> <p>第五條 第三條第八項の規定により支給する期末手当の額は、学校職員給与条例第十二條の二第一項に規定する基準日の属する年度の四月一日において施行されている同條第二項に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>第六條・第七條 (略)</p> <p>(支給)</p> <p>第八條 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前五條に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。</p> <p>第九條 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例 第一条・第二条(略)</p> <p>(報酬等) 第三条(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報酬の額は、次項又は第五項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。別表において「学校職員給与条例」という。)第九條の二第二項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五條・第六條 (略)</p> <p>(支給)</p> <p>第七條 会計年度任用学校職員の報酬、期末手当及び費用弁償の支給については、前四條に規定するもののほか、常勤の学校職員の例による。</p> <p>第八條 (略)</p> <p>別表 (略)</p>
---	---

学校職員の給与に関する条例及び 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

令和3年9月9日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するものである。

2 内 容

(1) 学校職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合の改定

期末・勤勉手当 支給割合（年間）4.45月 → 4.30月（▲0.15月）

ア 令和3年12月期の期末手当

1.275月 → 1.125月

イ 令和4年度以降の期末手当

6月期及び12月期の期末手当 それぞれ1.20月

(2) 会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合の改定

令和4年度以降の期末手当（年間）2.55月 → 2.40月（▲0.15月）

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2（1）に係る令和4年度以降の期末手当の支給割合は令和4年4月1日から施行する。